

附則第十三条第一項中、「平成二十七年四月一日」を、「平成二十八年四月一日」に改め、同条第二項中、「平成二十七年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで」を、「平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで」に改める。

附則第十四条第三項中、「平成二十七年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に改める。
 (公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十二条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条のうち高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の七を同法附則第十三条の十一とし、同法附則第十三条の六を同法附則第十三条の十とし、同法附則第十三条の五の五の次に見出し及び四条を加える改正規定中、「附則第十三条の十とし」の下に、「附則第十三条の五の六を附則第十三条の九の二とし」を加える。

第二十八条のうち介護保険法附則に二条を加える改正規定中、「附則に次の」を、「附則第十一条を附則第十三条とし、附則第十条の次に次の見出し及び」に、「介護予防等事業医療保険納付対象額」を、「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改める。

附則第五十二条の四の次に次の一条を加える。

第五十二条の五 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十四条第一項の場合にあつては、第五号施行日から同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う介護保険法の規定による地域支援事業については、改正後介護保険法附則第十一条第二項及び第十二条第二項中、「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」とあるのは、「介護予防等事業医療保険納付対象額」とする。

附則第五十九条中国民健康保険法附則第二十一条の第三項の改正規定の前に次のように加える。

附則第十六条中、「附則第十三条の五の六」を、「附則第十三条の九の二」に改める。
 (子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六十三条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十条のうち地方財政法第十条に一号を加える改正規定中、「三十一」を、「三十二」に改める。
 (年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正)

第六十四条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の改正規定中、「介護保険給付関係情報」を、「介護保険給付等関係情報」に改める。
 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第六十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の六十八の項中、「支給」の下に、「地域支援事業の実施」を加える。

別表第二の一の項中、「保険給付の支給」の下に、「地域支援事業の実施」を加え、介護保険給付関係情報」を、「介護保険給付等関係情報」に改め、同表の二の項から四の項まで、六の項、二十六の項、三十の項、三十三の項、三十九の項、四十二の項、五十六の二の項、五十八の項、六十一の項、六十二の項、八十七の項及び九十九の項中、「介護保険給付関係情報」を、「介護保険給付等関係情報」に改め、同表の九十三の項中、「保険給付の支給」の下に、「地域支援事業の実施」を加え、同表の九十四の項中、「支給」の下に、「地域支援事業の実施」を加え、介護保険給付関係情報」を、「介護保険給付等関係情報」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定(同表の五の二十四の項に係る部分に限る)及び同法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定(同表の四の二十四の項に係る部分に限る)中、「支給」の下に、「同法第六十五条の四十五第一項の地域支援事業の実施」を加える。

(薬事法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十七条 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八十二条に次の一号を加える。

四 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第二条第十二号

(生活困窮者自立支援法の一部改正)

第六十八条 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち地方財政法第十条に一号を加える改正規定中、「三十二」を、「三十三」に改める。

附則第六条第一項中、「三十二」を、「三十三」に、「三十一」を、「三十二」に改め、同条第二項中、「三十一」を、「三十二」に、「三十二」を、「三十三」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第六十九条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中、「同条第二項第十一号」を、「同条第二項第十二号」に改める。

第七十条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中、「第三十条の四第十三項」を、「第三十条の四第十五項」に、「同条第二項第十二号」を、「同条第二項第十四号」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 新藤 義孝
 財務大臣 麻生 太郎
 文科科学大臣 下村 博文
 厚生労働大臣 田村 憲久